

別表第1（第5条関係）

区分	抑制区域	関係法令等
1	牛久沼近郊緑地保全区域及びその周辺地域（※1）	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）
2	中沼自然環境保全地域及びその周辺地域（※1）	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）
3	八代富士浅間緑地環境保全地域及びその周辺地域（※1）	
4	蛇沼及びその周辺地域（※1）	
5	旧水戸街道若柴宿周辺地域（※2）	—
6	保安林	森林法（昭和26年法律第249号）
7	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
8	甲種農地	農地法（昭和27年法律第229号）
9	第1種農地	
10	市街化区域（工業専用地域を除く。）	都市計画法（昭和43年法律第100号）
11	重要文化財と一体をなす区域	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
12	登録有形文化財と一体をなす区域	
13	県指定有形文化財と一体をなす区域	
14	県指定史跡名勝天然記念物と一体をなす区域	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）
15	市指定有形文化財と一体をなす区域	龍ヶ崎市文化財保護条例（昭和51年条例第1号）
16	市指定史跡名勝天然記念物と一体をなす区域	
17	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
18	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
19	河川区域	河川法（昭和39年法律第167号）
20	河川保全区域	
21	河川予定地	

※1 「その周辺地域」とは、その区域から概ね100メートル以内の地域をいう。

※2 「旧水戸街道若柴宿周辺」とは、旧水戸街道から概ね50メートル以内の区域をいう。